

別紙6

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 —</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要 —</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 本工事は郡上市美並町山田地内の主要地方道大和美並線において、土砂の流出により道路が通行不能となったため、流出土砂を除去するための応急対策工事である。 本箇所においては、令和7年9月12日の、豪雨により道路に隣接する山側沢部から土砂の流出が発生し道路が通行不能となった。このため、速やかに土砂を撤去し一般交通を確保する必要があり、極めて緊急性が高いことから競争入札に付する時間的な余裕がない。</p> <p>4 特定の者を選定した理由 郡上土木事務所では、災害による緊急時に、早急な土木施設の復旧を図るべく、「(一社)郡上建設業協会」(以下「協会」とする)との間において、「災害時応援協力に関する地区協定」(以下「協定」とする)を締結している。今回の災害において、協会に対し協定に基づく防災支援活動(災害の拡大防止)の応援要請を行ったところ、対処可能な協会員として推薦を受けた事業者であること、また緊急工事に必要な技術・作業能力を備え、かつ迅速な対応が可能であると認められることから(株)水口建設を契約の相手方とする。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。